

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事(以下「実施機関」という。)が、「平成 31 年 4 月 25 日に公文書部分開示決定通知書の説明を受けた際の議事録」(以下、「本件請求文書」という。)について、公文書不存在を理由に不開示決定としたことは妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成 31 年 4 月 25 日付けで沖縄県情報公開条例(平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、本件請求文書について、公文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、開示請求の内容に該当する資料が存在しないことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分(以下「本件処分」という。)を行い、令和元年 5 月 7 日付け中部保第 185-5 号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、令和元年 5 月 14 日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和元年 9 月 26 日付けで条例第 21 条の規定により、沖縄県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

開示請求に係る議事録が不存在であれば、その事実を証する書類、その他の物件の開示を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

本件不当な処分は、行政不服審査法に違反する可能性があると考え

る。
平成31年4月24日に中部保健所会議室において、公文書部分開示決定通知書に関する説明を受けた際に、中部保健所職員から下記の発言を受けたと認識している。

- ①今後、情報開示について、県議や市議を使って圧力をかけることはやめてもらいたい。
- ②当方に情報を開示したのは、圧力によるものではなく、組織としての判断である。
- ③今後の打ち合わせ時には、録音を取らせてもらう。

以上の発言について、事実関係を確認する為に、平成31年4月25日付けで、説明時の議事録の公文書開示請求を行ったが、中部保第185-5号令和元年5月7日付けで、「開示請求に係る議事録はありませんので、保有していません。」との理由で、公文書の不存在による不開示決定の処分が行われたものである。

このように、本件処分が行われた開示請求の内容については、沖縄県知事に対する一連の公文書開示請求及び審査請求に関わる極めて重要な発言を含んでおり、お互いの認識を共有したうえで、事実関係を検証する必要があるにもかかわらず、すべてが口頭で行われ、その事実を証する書類その他の物件を一切残さず「開示請求に係る議事録はありませんので、保有していません。」との理由で処分を行う事は、極めて不当な処分であり、請求者にとっては到底看過することはできない。

よって、行政不服審査法第1条「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で広く行政庁に対する不服申立てをすることが出来る制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正

な運営を確保することを目的とする」という法律の目的に沿って、本請求を行ったものである。

3 審査請求人の反論書（要旨）

弁明書には、「同発言は、中部保健所へ来所、メールまたは架電等、連日窓口担当者へ開示の手続きを催促することに対し、当所の立場を述べ」とあるが、請求者としては、同発言が「情報開示について、県議や市議を使って圧力をかけることはやめてもらいたい」と言われたとの認識である為、請求者としては、行政のチェック機能を果たすべき議員に働きかけることは市民の当然の行為であると認識しており、当方の行為が、法令に違反するのであれば、具体的に法令の条項を記述した文書を組織の正式文書として発出していただきたいとの要求文書を中部保健所長あて提出しているにもかかわらず、未だに文書による回答はなされていない。

さらに、「連日窓口担当者へ開示の手続きを催促する事に対して」とあるが、請求人としては、連日開示の手続きを催促したとの認識はなく、沖縄市アリーナ建設現場の状況写真を連日撮影し、そのデータを連日提供することで、開示請求している情報の緊急性、重要性を説明したものであり、決して圧力を掛けたという認識は毛頭なく、窓口担当者にも「市民として環境行政に協力している」ことを理解いただいていると認識していた。

よって、お互いの認識を共有した上で、事実関係を検証する必要があるにも関わらず、処分庁としての十分な説明責任を果たさずに弁明することは到底認められず、審査請求人の請求の内容を十分理解した上で、審査請求人が理解できるよう丁寧な弁明をしていただきたい。

第4 実施機関の弁明書等（要旨）

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は概ね次のとおりである。

本件は、平成31年4月24日に公文書部分開示決定通知書及び当該公文書を手交する際、中部保健所職員が請求者に対して発言した内容の一部に対して不服申立てを行っているものと思料されるが、同発言については議事録を中部保健所は有していない。

同発言は、請求者が公文書開示請求に関連して、中部保健所へ来所、

メールまたは架電等、連日窓口担当者へ開示の手続きを督促することに対し、当所の立場を述べ、今後続くようであれば、その内容について精確に記録すると伝えたものであり、当該案件については公文書及びその他の物件についても保有していない。

第5 審査会の判断理由

審査会は実施機関に対し、公文書開示請求書に記載されている「平成31年4月25日に公文書部分開示決定通知書の説明を受けた際の議事録」及びこれに相当する文書の存否について、審査請求人の請求内容に基づいて改めて保有の有無を確認させた。

その結果、実施機関からは「該当する公文書は存在しない」旨の回答があり、当審査会においても本件請求文書及びこれに相当する文書は存在しないことが確認された。

実施機関による再検索の方法及び説明に不合理・不自然な点はなく、本件請求文書及びこれに相当する文書は存在しないものと認められる。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁 護 士	会長職務代理者
仲村 剛	弁 護 士	
新見 研吾	弁 護 士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年9月26日	諮問書受理
令和元年10月9日	審議（第308回）
令和元年11月20日	審議（第309回）